

福井市足羽第一中学校 いじめ防止基本方針

本校では、一人残らず生徒全員が安心して学校生活を送れるよう、温かい学校づくり、学級づくりに全力を尽くします。「いじめ0」を目指し、「どこかでいじめが起きているかもしれない」との認識をもち、常に生徒の心の理解に努め、いじめの早期発見・早期対応に努めます。教職員間では、「弱いものをいじめることは、人間として絶対に許されない」との基本理念に立ち、いじめがあった場合は、次のとおり、教職員一丸となって、同じ足並みで毅然とした対応をしていきます。

- 生徒も教職員も「いじめは絶対に許さない」「いじめる側が悪い」という絶対的な認識をもちます。
- いじめられた生徒に対しては、教職員全員が徹底して守りぬき、いじめが解消した後も、よりよい成長のために支援していきます。
- いじめた生徒に対しては、根気強く毅然と指導しつつけるとともに、よりよい生き方の指針がもてるよう支援していきます。
- いじめた当事者だけでなく、いじめを周囲ではやし立てたり、傍観したりする態度もいじめる行為と同様に許せない行為であることを、すべての生徒に指導します。

この基本方針は、本校におけるいじめ防止に係る基本的理念および責務を明らかにするとともに、いじめ防止及び解決を図るための基本となる事項を定めることにより、生徒が安心して生活し、学ぶことができる環境をつくるためのものです。

令和7年4月4日改訂

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- (1) 本校は、一人ひとりが互いの人格の尊厳を大切にし、相互に尊重し合う社会を実現するため、生徒が自分自身を大切にし、他者を思いやり、互いに助け合う「心の教育」と、そうした心に従い、勇気をもって行動できる人として育てることを重視します。
- (2) 本校は、すべての生徒が、「弱いものをいじめることは人間として絶対許されないことである」との絶対的な認識のもと、次の点について、十分に理解できるように努めます。
 - ① どんなことがあってもいじめを行わないこと。
 - ② いじめを認識しながらこれを放置したり傍観したりしないこと。
 - ③ いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼし、命に関わる許されない行為であること。
- (3) 本校は、生徒が安心して生活し、学習その他の活動に心豊かに取り組むことができるよう、いじめをなくすことを目的に、福井市、福井市教育委員会、家庭、地域の関係者と連携して、いじめの防止等の対策に全力で取り組みます。

2 いじめの定義と判断

- 「いじめ」とは当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的または

物理的な影響を与える行為（インターネット等を通じて行われるものを含む）により、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものを指します。

- けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。

3 いじめの防止等のための具体的取組

(1)「思いやりや助け合いの心をもって行動できる」子どもを育てる教育

- 本校は、ふるさと教育や偉人の生き方に学ぶことを通して、人として大切なことを教えるとともに、芸術やスポーツ等も含め、生徒の多面的な能力を引き出し、ほめて伸ばす教育を進めることにより、自分を大切にし、生徒同士が互いの良いところを認め合う人間力を高めます。
- 本校は、障がいへの理解やそれぞれの個性や人格の違いを認め合う教育を進めます。
- 本校は、人権教育全体計画に基づき、計画的・系統的な人権教育を進め、その指導内容や指導方法の工夫・改善に努めながら、生徒が生命や人権を大切にする心を育てます。
- 本校は、集団宿泊体験や職場体験、ボランティア体験などを通して、同世代だけでなく、大人や障がいのある人などとの心のふれあいの機会を設け、生徒が共に活動することに喜びや感動を得られる教育を進めます。
- 本校は、道徳教育を推進し、生徒に対して、生活のために必要な習慣や態度を身に付けさせることに努め、人との関わり、人間としての在り方や生き方に関する認識を深めさせ、生徒が自分の目標に向かってやり抜くためのたくましさを育てるとともに、思いやりや助け合いの心に従って行動できる力を育てます。

(2) 学校評価への位置づけ

- いじめの防止等のための取組（環境づくり、マニュアルの実行、アンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修等の実施等）に係る項目を学校評価に位置づけ、学校におけるいじめの防止等の取組の改善に努めます。

(3) いじめの未然防止

- 本校は、すべての生徒にとって分かりやすい授業のあり方を常に研究し、生徒が楽しく学べる教育に努めます。
- 本校は、いじめの背景には、過度の競争意識や勉強・友人等に係るストレスが存在することから、生徒の悩みや不安に耳を傾けながら、ストレスに適切に対処できるよう支援します。
- 本校学校長は、規律や秩序の確立を通して、生徒が安心して学校生活が送れる環境を整えるとともに、集団の中で不安を感じることがないように、生徒の心の居場所をつくることに努めます。
- 本校学校長は、学級活動や生徒会活動等を活用して、生徒の主体的な活動によるいじめ防止等の取組を推進します。
- 本校学校長は、「開かれた学校」の観点に立ち、いじめへの対処方針や年間指導計画等、いじめ防止策に関する情報を積極的に公表し、保護者や地域住民等の理解や協

力を求めます。

- 本校学校長は、生徒が自分でインターネットの利用について考えるための指導や、家庭でのインターネット利用に関するルールづくりの働きかけを行い、生徒や保護者がインターネットの危険性や注意点等について共に考える機会を設けるなど、インターネット上のいじめの予防に向けた啓発に努めます。
- 本校学校長は、以下の生徒を含め、特に配慮が必要な生徒について、日常的に、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行います。
 - ① 発達障害等の障がいのある生徒
 - ② 海外から帰国した生徒や外国人の生徒、国際結婚の保護者をもつなどの外国につながる生徒
 - ③ 性同一性障害や性的指向・性自認に係る生徒
 - ④ 震災等で被災した生徒または原子力発電所事故により避難している生徒

(4) いじめの早期発見

- ① 問題意識をもつ
いじめは外から見えにくい形で行われることが多いことから、いじめの兆候を見のがし、深刻化する場合がよくあります。まず、教職員一人一人が「いじめがあるのではないかと」と、常に問題意識をもって早期発見に努めます。
- ② 積極的ないじめの認知
生活ノートや毎月の学校生活の調査（自己チェック）を活用したり、生徒の表情やしぐさ等をきめ細かく観察したりして、生徒のわずかな変化に対してもいじめの兆候ではないかとの疑いを持ち、積極的にいじめを認知するよう努めます。
- ③ 教育相談体制の充実
学級担任による定期的な個別面談を通して、学習や人間関係の悩み等を聞き取ると同時に、適切な助言と学級全体への働きかけにより好ましい人間関係の構築を図ります。
- ④ 教職員間の協力体制
学級担任、教科担任、部活動顧問を中心に、すべての教職員の目で、すべての生徒の生徒理解を進めるとともに、気づいたことは速やかに情報交換し、定期的に情報交換に努めます。場合によっては、事例検討会を速やかに実施します。
- ⑤ 家庭や地域との連携
家庭訪問や聞き取り調査などを通して、日ごろから保護者との情報交換を密にするとともに地域の住民や関係団体との連携を進めることにより、家庭や地域における生徒の変化を見逃さず、いじめ等の早期発見に努めます。

(5) いじめの事案対応

- ① 「いじめ対応サポート班」による対応
学級担任等の特定の教員が抱え込むことなく、速やかに、「いじめ対応サポート班」を立ち上げ、情報を共有し、組織として対応します。事実関係の究明に当たっては、当事者だけでなく、保護者や友人関係からの情報収集等を通じ、事実関係の把握を正確かつ迅速に行います。
- ② 被害生徒への対応

いじめられた生徒に対しては、教職員全員が徹底して守りぬき、いじめが再発する可能性が十分あり得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察していきます。いじめが解消した後もよりよい成長のために支援していきます。

③ 加害生徒への対応

いじめた生徒に対しては、根気強く毅然と指導しつつけるとともに、よりよい生き方の指針がもてるよう支援していきます。

④ 保護者および外部専門家、関係機関等との連携

学校だけで解決することに固執せず、速やかに保護者および教育委員会に報告し連携を図ります。必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポーター等の外部専門家、警察や児童相談所、地方法務局、医療機関、民生児童委員等の関係機関と連携を取りながら、早期解決に向けた最善の方法を講じます。

⑤ 個人情報取り扱いに留意しつつ、正確な情報提供を行うことにより、保護者や地域住民の信頼を確保することが重要であり、事実を隠蔽するような対応はしません。

(6) いじめの解消

いじめの解消については、少なくとも次の二つの要件を満たしているか確認するとともに、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

- ① いじめに係る行為が止んだ後、相当の期間（3か月を目安）を経過していること
- ② 被害生徒が心身の苦痛を受けていないことについて、本人および保護者に面談等で確認すること

(7) いじめによる重大事態への対処

いじめにより、「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」や、「相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い」があるときは、次の対処を行います。

- 重大事態が発生した旨を福井市教育委員会に速やかに報告します。
- 学校が調査主体になる場合は、調査組織の設置、事実関係調査、関係保護者への情報提供、福井市教育委員会への調査結果の報告を速やかに行います。
- 福井市が調査主体になる場合は、事実関係を明確にするための調査に協力します。

4 いじめの防止等のための組織

(1) いじめ対策委員会

いじめの防止等に関して指導の方策等を協議するため、次の機能を担う「いじめ対策委員会」を常設し、定期的を開催します。

(構成員)

校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、教育相談担当 等

(活動)

- 未然防止を中心とした、いじめ問題対応の年間行動計画の作成
- 「思いやりや助け合いの心をもって行動できる」子どもを育てるための具体的な活動の計画、実践、振り返り
- いじめが起きない学校・学級づくりのための「心の居場所づくり」についての協議
- 生徒間の「絆づくり」のための計画的な教育活動の実践
- いじめ発見のためのチェックシステムの工夫と迅速な情報交換、連絡体制づくり
- 校内研修や学級活動のための資料収集や資料作成

- 計画的なアンケート調査や個人面談の計画
- 学校におけるいじめ問題への取組の教員、学校評価等での点検

(2) いじめ対応サポート班

いじめが起きたとき、次の機能を担う「いじめ対応サポート班」を設置し、いじめの早期解決に向けた取組を行います。

(構成員)

生徒指導主事、学年主任、担任、教育相談担当、養護教諭 等

(活 動)

- 当該いじめ事案の対応方針の決定
- 個別面談による情報収集
- 継続的な支援
- 保護者や地域との連携
- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の外部専門家や警察や児童相談所等との連携

(3) 組織図【様式2】

5 いじめ対策の年間行動計画【様式3】